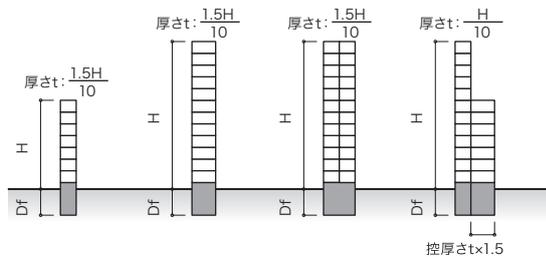


組積造は補強コンクリートブロック造に該当しない、れんが、石等全ての組積系構造です。

### 3. 建築基準法—組積造の塀の要点

建築基準法の組積造は無筋のものを対象に考えられています。そのため配筋に関する規定はありません。

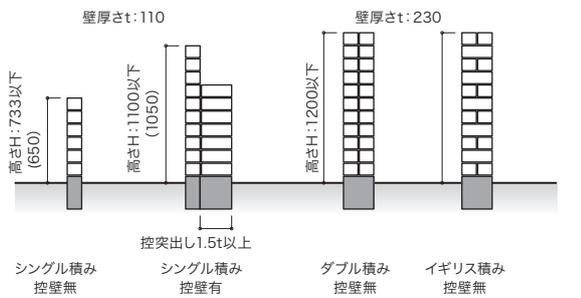
- 高さは、1.2m以下とします。
- 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上とします。
- 長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁を設けます。ただし、その部分における壁の厚さが必要な厚さの1.5倍以上ある場合にはこの限りではありません。
- 基礎の根入れ深さは、20cm以上とします。
- 組積材は、芋目地ができないように組積しなければなりません。



塀の高さHは1200以下、根入れ深さDfは200以上とする。

単位：mm

図3-1 組積造の塀断面例



単位：mm

図3-2 組積造の塀(230×90×110ユニット使用)断面例